

石狩市補助金等交付規則逐条解説

はじめに

いうまでもなく補助金や交付金など（以下「補助金等」という。）は、広く市民から納付された税金が原資です。このため、税の有効活用と公益性のもと、補助金等の内容についても、広く市民に公開していく必要があります。

また、補助金等は、地域の公共的課題の解決の市と市民の協働の一つの手段です。このため、今後は、より深まる公共サービスへの需要に対応するため、行政と活動を共にしていただくための最適な選択が必要になります。そのためには市民活動と行政活動のそれぞれの長所や短所などお互いの本質を理解して尊重するとともに、お互いに協働の目的が何であるかを理解し、そして共有する必要があります。さらに、お互いの活動が開かれた状態であることも協働関係の維持・発展には必要です。

石狩市では、平成16年9月に「石狩市補助金等交付基準」を策定し、市役所が支出する様々な補助金等について、統一した交付基準を設けました。そして、平成17年3月、この基準をもとに、補助金等の事務をより公平で効率的なものとするための姿勢を明確にするためにこれまでの規則を一部改正しました。

この規則では、補助金等の予算の執行の適正化と効率的な運用を図ることを目的に、補助金等の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定めています。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 補助金等の交付の申請及び決定（第5条－第11条）
- 第3章 補助事業等の遂行等（第12条－第21条）
- 第4章 補助金等の返還等（第22条－第25条）
- 第5章 雑則（第26条－第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定めることにより、補助金等の予算の執行の適正化と効率的な運用を図ることを目的とする。

趣旨

本条は、本市が支出する補助金等について、補助金等の透明性や公正性を図ることにより、補助金等の適正化と効果的かつ効率的なものとして運用することを明らかにするものです。

解説

これまでの補助金等については、統一した基準がないことから、その透明性や公正性が確保されているとはいえない状況にありました。このため、補助金等の予算の執行の適正化と効率的な運用を図ることを目的に、これまでの規則を一部改正し、補助金等の透明性や公正性の確保に努めたものです。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 交付金
- (3) 拠出金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金であって市長が定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うもの（団体を含む。）をいう。

趣旨

本条は、本規則で用いる基本的な用語である「補助金等」、「補助事業等」及び「補助事業者等」の定義を明らかにするものです。

解説

第1項

「補助金等」とは、本市が団体、個人が行う特定の事務事業に対し、公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、相当の反対給付を受けることなく交付する給付金をいい、「補助金」、「交付金」、「拠出金」及び「その他相当の反対給付を受けない給付金であって市長が定めるもの」の4つに分類しています。この分類については、平成16年9月に策定した「石狩市補助金等交付基準」（以下「基準」という。）の別表「補助金等の分類」に準じていますが、原則として3年ごとに見直しを図ることにしています。

なお、基準では、次の各号のいずれかに該当する補助金等は、基準を適用しない適用除外としていますので、交付申請の際には、十分注意してください。

- (1) 元金及び利子の補給事業に係るもの
- (2) 債務負担行為設定済みのもの
- (3) 国・道などの法律・条例等により別に定められているもの
- (4) 市が市以外の団体等と事業実施のために設立する実行委員会形式のもの（毎年度継続して実施している事業にかかるものを除く）
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

第1号

補助金とは、公益性のある活動でも補助事業者等の自主性・任意性が高い活動を補い助けるための金銭給付で、最も奨励、助成的な趣旨に近い資金援助的な給付金をいいます。

補助金の評価は、公費の使途を重視するものであり、事業主体の裁量・自由度が高く、資金面に対する行政依存度も低いことから、市が支出する額は補助基本額の2分の1以内としています。

第2号

交付金とは、市から一定要件の資金供与により補助事業者等が労力等の負担提供を伴いながらも、協働により公共公益性のある活動を展開するもので、政策誘導的な給付金をいいます。

交付金の評価は、公費の使途よりも事業効果を重視するものであることから、市が支出する額は定額または一定の算式により算出するものとしています。

なお、交付金については、事業効果に着目するものであることから、基準では適用除外とされているものを除き、次のとおり取り扱うものとしています。

- (1) 精算行為を必要としないものとする。
- (2) 交付金の交付に際し根拠法令等に定めのないものについては、規則、要綱等を整備し、交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準及び終期等を明確にするものとする。
- (3) 前号の規則、要綱等の終期設定にあたっては、事業内容及び効果を考慮して定めるものとするが、特に事情のない限り3年とする。
- (4) 事業を客観的に評価させるため、毎年度事業評価を義務付けするものとする。

第3号

拠出金とは、市の施策事業とほぼ同様あるいは本来市が実施するような事業を補助事業者等が行うもので、負担金的な給付金をいいます。

拠出金による効果のほとんどは行政効果と考えられることから、その活動にかかる資金は市が拠出するものとし、市が支出する額は毎年度予算査定のなかで決定するものとしています。なお、拠出金であっても、本来補助金や交付金に分類されるものを含むものについては、規則、要綱等を整備し、補助金的な事業にあつては補助基本額の2分の1以内、交付金的な事業にあつては定額または一定の算式により市が支出する額を明記するものとしています。

第4号

その他相当の反対給付を受けない給付金であつて市長が定めるものとは、補助金等に類するもののうち第1号から第3号以外の給付金で、この規則による交付手続によることが適当と認めて市長が個別に指定した市の給付金をいいます。

(関係者の責務)

第3条 市長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

趣旨

本条は、補助金等の適正化と補助金等を効果的かつ効率的なものとして運用するため、市長及び補助事業者等の責務について明らかにするものです。

解説

第1項

市長は、市役所を代表する者であり、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう、研修や説明会などを通して、職員一人ひとりに浸透させ、その所掌する補助金等に係る予算の適正な執行を図る必要があります。

第2項

補助金等は、主に市民の皆さんからいただいた税金を原資としています。このため、補助事業者等は、法令等の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければなりません。

また、補助事業者等は、社会の様々な課題などに対して、自己の責任の下で、自主的、自発的な取り組みを行っていますが、これらの活動は、補助事業者等だけに留まるものではなく、市民との関わりをもって存在しているともいえ、その活動がより多くの市民に理解され、また、受け入れられるようにすることが必要です。このため、補助金等を会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を市のホームページに掲載します。ただし、高齢者等消融雪機器等設置費補助金のように、個人名などを公表することで補助事業者等に被害（近年被害が新聞やテレビ等で報道されている高齢者宅への高額商品の訪問販売など）が及ぶことがあらかじめ想定されるような補助金等もありますので、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報保護に十分留意してください。

(他の法令等との関係)

第4条 補助金等に関しては、法令又は条例その他市長が別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

趣旨

本条は、本規則と他の法令等との関係について定めるものです。

解説

市が市以外の者に対して交付する補助金等は、市費単独のもの、国費・道費をその財源の全部又は一部とするものを問わず、法令及び条例、または市長が別に定めるもの（規則、要綱等）に特別の定めのあるものを除くほか、すべてこの規則に定める手続きに従い交付するものであることを明確に規定したものです。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、市長に対し補助金等交付申請書のほか市長が定める書類を添付し、補助事業等に着手する前に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めるときは、補助事業等の着手後においても補助金等の交付の申請を行うことができる。この場合において、補助金等の交付の申請は、当該特別の事情がやんだ日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に関する消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金等に関する消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

趣旨

本条は、補助事業者等が補助金等の交付を申請する場合の手続きを定めるものです。

解説

第1項

1 申請者は、石狩市補助金等様式集（以下「様式集」という。）で定める補助金等交付申請書（様式第1号）により、補助事業等に着手する前に補助金等の交付の申請をしてください。

2 「市長が定める書類」とは、次に掲げるものをいいますので、補助事業者等は補助金等交付申請書にこれらの書類を添付し、提出してください。なお、利子補給及び損失補償の場合、第2号から第6号の書類を添付する必要はありません。

（1）事業（計画・実績）書

これには、補助事業等の区分により次のとおり10種類の様式がありますので、その区分に応じたものを使用してください。

ア 運営費（一般）用（様式第2号その1）

イ 運営費（大会運営費）用（様式第2号その2）

ウ 運営費（講習会）用（様式第2号その3）

- エ 建設事業（工事）用（様式第2号その4）
 - オ 建設事業（物品購入）用（様式第2号その5）
 - カ 建設事業（不動産購入）用（様式第2号その6（土地関係）、様式第2号その7（家屋関係））
 - キ 試験研究事業用（様式第2号その8）
 - ク 利子補給用（様式第2号その9）
 - ケ 損失補償用（様式第2号その10）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（様式第3号）
 - (3) 補助事業等に要する経費等の算出内訳書（様式第4号）
 - (4) 経費の配分調書（様式第5号）
 - (5) 事業（予算・決算）書（様式第6号）
 - (6) 資金収支計画書（様式第7号）
- 3 前項第3号の補助事業等に要する経費等の算出内訳書については、旅費の支給限度額など独自の要綱等により別に補助基準（額）が定められている場合のみ添付してください。
- 4 第2項第6号の資金収支計画書については、補助事業者等は次の各号の一に該当する場合を除き、添付してください。
- (1) 当該補助事業等の完了後に申請する場合
 - (2) 補助金等の交付申請額が50万円以下である場合
- 5 資金収支計画書は、当該補助事業等に係る経費の収支を明らかにするものであるもので、補助事業者等は作成にあたっては、費目別に区分するなど明確を期してください。特に、収入の科目欄では、市費補助金等と他の収入（必要に応じ他の収入をさらに区分してください。）を明確に区分し、さらに市費補助金の交付を受けたい時期を明記してください。

第2項

次に掲げるもので市長が特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助事業等の着手後においても補助金等の交付の申請を行うことができます。ただし、この場合においても当該特別の事情がやんだ日の翌日から起算して30日以内に補助金等の交付の申請をしてください。

- (1) 市の予算措置がなされていないため、補助事業等の着手前に交付申請できなかったもの
- (2) 病気、怪我、事故、災害等のため、補助事業等の着手前に交付申請できなかったもの
- (3) その他真にやむを得ない事情があると市長が認めるもの

第3項

補助金等の交付を申請するに当たっては、当該補助金等に関する消費税等仕入控除税額の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法があるときは、これを減額して交付の申請をしなければなりません。ただし、申請時において、当該補助金等に関する消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は申請額から減額せず、実績報告の際に報告してください。

(補助対象外経費)

第6条 補助対象外経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 交際費
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費
- (5) その他市長が定めるもの

2 市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより同項に掲げる経費を補助事業等の対象経費とすることができる。

趣旨

本条は、補助金等の分類に基づき補助対象経費を明確にする必要があることから、補助対象外経費を定めるものです。

解説

第1項

改正後の規則では、5つの補助対象外経費を定めていますので、交付申請の際の補助対象経費の算出にあたっては、十分注意してください。なお、補助対象外経費は、補助金にあつては各号の全部、交付金にあつては第2号から第5号に掲げるとおりです。ただし、拠出金及び基準で適用除外とされている補助金等については、この限りではありません。

第1号

正職員と異なり雇用期間が1年を超えない労働契約を結んだ嘱託職員、臨時職員などの労働者に関わる人件費は、補助対象経費とすることができます。

第4号

会議等における茶菓子及び来賓等への昼食のほか、レセプション事業や給食サービス事業など交付目的と飲食費が密接に関わる飲食費は、補助対象経費とすることができます。

(補助金等の交付の決定)

第7条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定をするものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

趣旨

本条は、補助事業者等から補助金等の交付の申請があつた場合における交付の決定について定めるものです。

解説

第1項

1 補助金等の交付の申請をした者が、次の各号の一に該当する者である場合において、補助金等に関わる予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該補助事業等の完了後に申請するものであり、かつ、その交付が法令の規定により市の義務とされているものである場合を除き、相当の期間中、当該申請に係る補助金等の全部又は一部につき交付の決定を行わないものとします。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金等の交付を受け、又はその他の助成を受けた者

(2) 他の補助事業等に関し交付を受けた補助金等を他の用途に使用した者

(3) 国並びに道が交付する補助金等その他の助成に関し、前2号と同等の行為があった者

2 補助金等の交付の決定後において、次の各号に掲げる変更が生じたときは、それぞれ当該各号の定めるところにより処理するものとします。

(1) 補助事業者等の名称又は代表者に変更のあったとき。

補助事業者等は、補助事業者等の名称又は代表者に変更があった旨の文書による届出（法人の場合は登記簿謄本を、法人以外の団体の場合は当該変更に係る議事録謄本を添付してください。）をしてください。この場合においては、補助金等の交付の決定の変更は要しないものとします。

(2) 補助対象事業が第三者に引き継がれたとき（法人等の合併による場合を除く。）。

補助事業者等が補助対象事業を第三者に引き継ごうとするときは、すでに経過した期間に係る部分を明らかにした文書により、第8条第1項第4号の規定による事業の廃止の承認を受けてください。また、その引き継ぎを受けた者は、当該引き継ぎを受けた部分に関し、第5条の規定による補助金等の交付の申請をしてください。

(3) 法人等の合併により補助対象事業が引き継がれたとき。

第1号の例により処理してください。

3 補助金等の交付の決定に関し、特定財源がある場合は、その特定財源の名称・金額及び受入れの状況を当該補助金等に係る決定書に明記してください。

(補助金等の交付の条件)

第8条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

(3) 補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

- (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 市長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助事業等の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件を付することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

趣旨

本条は、市長が補助金等の交付を決定する場合における条件について定めるものです。

解説

第1項

第1号

「市長が定める軽微な変更」とは、当該補助事業等の目的及び内容等を勘案のうえ、次に掲げる事項を基準として、補助事業等ごとに各関係部長が定めるものをいいます。

- (1) 経費の目的を実質的に変更するものではない場合
- (2) 経費の配分の変更が、経費使用の効率化に貢献するものであり、かつ、補助金等の交付の目的の達成に何ら支障がないと認められる場合
- (3) 種目別配分の固定化がかえって経費の効率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助事業者等又は間接補助事業者等（補助事業者等が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの（以下「間接補助金等」という。）の交付の対象となる事務又は事業（以下「間接補助事業等」という。）を行う者をいう。以下同じ。）の創意に基づく配分の変更を認めても補助金等の交付の目的の達成に支障がないと認められる場合

第3号

「市長が定める軽微な変更」とは、当該補助事業等の目的及び内容等を勘案のうえ、次に掲げる事項を基準として、補助事業等ごとに各関係部長が定めるものをいいます。

- (1) 補助金等の交付の目的の達成のため相関的に事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助金等の交付の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等又は間接補助事業者等の自由な創意による計画の変更を認めることにより、より効率的に補助金等の交付の目的の達成に資することとなると認められる場合
- (3) 補助金等の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められる場合

第2項

「相当の収益が生ずると認められる場合」とは、補助金等の交付と「相当の収益」との間に因果関係があり、かつ、その収益が事業を行うことによって通常生じると予測される利益を大幅に超えることとなると認められる場合をいいます。

第3項

- 1 「補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件」とは、おおむね次のようなものをいいます。
 - (1) 補助事業等に係る経費間の流用を認めることにより補助金等の交付の目的の達成を妨げ、又は効率的な事業の執行を妨げることとなるおそれがある場合における流用の禁止に関すること。
 - (2) 残存物件の処理について制限等をする必要がある場合における処理の方法等に関すること。
 - (3) 間接補助金等に係る場合にあつては、補助事業者等が補助金等の決定の際に付された条件と同一の条件を間接補助金等の交付の決定の際に付すべきこと。
 - (4) 間接補助金等に係る場合にあつては、補助事業者等が補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をすべきこと。
 - (5) 補助事業等が建設工事である場合にあつては、請負代金の前金払又は部分払をするために補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく、前金払又は部分払をすべきこと。
- 2 補助事業等又は間接補助事業等が建設工事である場合にあつては、当該工事目的物の見やすい箇所に「平成 年度石狩市補助対象施設」と表示した標識を付すべきことを補助金等の交付の条件とするものとします。ただし、工事目的物の性格上当該表示ができない場合はこの限りではありません。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

趣旨

本条は、市長が補助金等の交付を決定した場合における決定通知について定めるものです。

解説

市長は、補助金等の交付の決定をした場合、速やかに様式集で定める補助金等交付決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知してください。なお、交付決定後に補助事業等に要する経費の配分及び補助事業等の内容を変更する場合において、第8条の規定に基づく「市長が定める軽微な変更」で市長の承認を受けるまでもない事項がある場合については、交付条件のところに「軽微な変更で市長が認めるもの」を具体的に記載してください。

(申請の取下げ)

第10条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げ場合は、取下書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

趣旨

本条は、申請者が交付決定通知を受けた後、何らかの理由により申請を取り下げる場合について定めるものです。

解説

補助金等の交付の申請の取下げをする場合、補助事業者等は、口頭や電話連絡ではなく様式集で定める補助金等交付申請取下書（様式第9号）を提出してください。ただし、必要事項が明記されているときは、別の様式による申出を妨げるものではありません。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

趣旨

本条は、市長が補助金等の交付決定をした後、何らかの事情の変更により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるよう定めるものです。

解説

第1項

- 1 「その後の事情の変更」とは、補助金等の交付の決定後において生じた当事者の責めに帰さない客観的条件の変化をいいます。
- 2 「特別の必要が生じたとき」とは、補助事業等の能率的・効果的な遂行を図るためには当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することが必要になったとき又は当該補助事業等の能率的・効果的な遂行が期待できなくなったとき若しくはその遂行の必要がなくなったときをいいます。
- 3 「既に経過した期間に係る部分」とは、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い遂行された部分をいいます。

第3項

事情変更に伴う決定の取消し又は変更をした場合、市長は、様式集で定める補助事業等事情変更通知書（様式第10号）により、補助事業者等に通知してください。

第3章 補助事業等の遂行等

（補助事業等の遂行）

第12条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

趣旨

本条は、補助事業等の円滑適正な執行を図るため、補助事業者等に適正な補助事業等の遂行を求めるものです。

解説

「法令に基づく市長の処分」とは、補助事業等の適正な実施を図るため、法令の定め並びに交付の決定及びこれに付した条件によっては規制しきれない細部にわたる事項又は交付決定後の客観的な情勢の変化に即応する措置について、市長が法令の規定に基づき発する命令等をいいます。

（状況報告等）

第13条 市長は、補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行の状況に関し報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

趣旨

本条は、補助事業等の円滑適正な執行を図るため、適正に補助事業等を遂行していないと認められる補助事業者等に対し、状況報告を求めることができるようにするものです。

解説

各関係部長は、補助事業等の目的及び内容を勘案のうえ、必要に応じ、補助事業者等から徴すべき状況報告書の書式及び提出時期等を定めてください。

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第14条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する期日までに執るべきことを命ずるものとする。
- 3 市長は、前項の命令をする場合においては、補助事業者等が市長の指定する期日までに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を執らないときは、第22条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

趣旨

本条は、第13条の規定により補助事業者等から提出された報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認める場合、その者に対し、当該補助事業等の遂行命令や場合によっては第22条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるようにするものです。

解説

第1項

市長は、様式集で定める補助事業等遂行命令書（様式第11号）により、補助事業者等へ命じてください。

第2項

市長は、様式集で定める補助事業等一時停止命令書（様式第12号）により、補助事業者等へ命じてください。

第3項

補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合、市長は、様式集で定める補助金等交付取消通知書（様式第26号）により、補助事業者等に対して通知してください。

(補助事業等の変更等)

- 第15条 補助事業者等は、補助金等の交付決定後、補助事業等の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助事業等の変更等の承認をすべきと認めたときは、当該補助事業等の変更等の承認をするものとする。

とする。

3 第9条の規定は、前項の規定による承認をした場合について準用する。

4 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

趣旨

本条は、補助事業等の変更があった場合における、補助事業者等の対応について定めるものです。

解説

第1項

補助事業者等は、第8条第1項第1号から第4号までの各号に掲げる補助事業等の変更等（市長が定める軽微な変更を除く。）を行う場合、速やかに様式集で定める補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（様式第13号）により、市長の承認を受けてください。なお、「軽微な変更で市長が認めるもの」とは、第9条の規定に基づき補助事業者等に通知する補助金等交付決定通知書の交付条件に記載している事項をいいます。

第2項

市長は、補助事業者等から補助事業等の変更等の申請があった場合、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、速やかに承認すべきかどうかの結論をだしてください。

第3項

補助事業等の変更等の承認をする場合、市長は、様式集で定める補助事業等変更・中止（廃止）承認通知書（様式第14号）により、補助事業者等へ通知してください。

第4項

補助事業者等は、第8条第1項第5号に掲げる補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合、速やかに様式集で定める補助事業等執行遅延（不能）報告書（様式第15号）により、市長に報告し、その指示を受けてください。

（工事完成届等）

第16条 補助事業者等は、補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事完成届を受理したときは、当該職員をして当該建設工事につき検査させるものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

趣旨

本条は、補助事業等に係る建設工事が完成した場合の補助事業者等の対応について定めるものです。

解説

第1項

補助事業等に係る建設工事が完成した場合、補助事業者等は、速やかに様式集で定める補助事業等工事完成届（様式第16号）を市長に提出してください。

第2項

市長は、補助事業者等から補助事業等工事完成届が提出された場合、主査職以上の職員を検査員とし、当該建設工事の検査をしてください。なお、検査終了後には必ず様式集で定める補助事業等に係る建設工事完成検査調書（様式第17号）を作成してください。

（実績報告）

第17条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書に市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合もまた同様とする。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助事業等実績報告書を提出する場合において、消費税（消費税法の規定に基づき課される消費税をいう。以下この項において同じ。）及び地方消費税（地方税法の規定に基づき課される地方消費税をいう。以下この項において同じ。）の申告により当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税仕入控除税額等を減額して報告しなければならない。この場合において、明らかでないときは、消費税及び地方消費税の申告後遅滞なく報告しなければならない。

趣旨

本条は、補助事業等が完了した場合の補助事業者等の対応について定めるものです。

解説

第1項

1 補助事業等が完了した場合（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）、補助事業者等は、原則として当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の3月31日までのうち、いずれか早い日までに様式集で定める補助事業等実績報告書（様式第18号）に市長が定める書類を添えて市長に提出してください。また、交付金を除く補助金等については、様式集で定める補助金等精算書（様式第19号）及び事業精算書（様式第20号）を添付してください。なお、本条に規定する「市長が定める書類」とは、第5条に規定する交付申請の際に添付する書類のうち資金収支計画書を除いたものです。ただし、事業計画書は事業実績書、事業予算書は事業決算書となります。

2 補助金等の交付の決定をした年度が終了した場合における補助事業等実績報告書には、翌年度以降における遂行計画及び補助金等の使用計画を含めた資金計画等を付記してください。

第2項

補助助金等の実績報告書を提出するに当たっては、消費税及び地方消費税の申告により

当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、これを減額して報告してください。明らかでないときは、消費税及び地方消費税の申告後、様式集に定める消費税等仕入控除税額に関する報告書（様式第31号）及び補助金等に係る消費税等仕入控除税額の内訳（様式第32号）により、遅滞なく報告してください。

（補助金等の額の確定等）

第18条 市長は、前条の規定による補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、交付金については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、交付金に係る消費税等仕入控除税額がある場合であって、確定した消費税等仕入控除税額の額が第5条第3項の規定による減額に係る額（同項ただし書の場合にあつては、0円とする。）を上回るときは、適用しない。

趣旨

補助事業者等から補助事業等実績報告書の提出を受けた場合における補助金等の額の確定等について定めるものです。

解説

第1項

市長は、補助事業者等から補助事業等実績報告書の提出を受けた場合、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受領した日から20日以内に様式集で定める補助金等交付額確定通知書（様式第21号）により、補助金等の額の確定を補助事業者等へ通知してください。また、補助金等の額の確定に当たっては、補助事業等に係る収支簿、支払調書、契約書等により、収入支出の状況を調査してください。なお、交付金の場合、補助金等交付決定通知書をもって補助金等の額の確定通知とみなすことから、補助金等交付額確定通知書を送付する必要はありません。

第2項

交付金の場合でも、確定した消費税等仕入控除税額の額が、申請時の消費税等仕入控除税額の額を上回るときは、交付金の額を確定し、当該補助事象者等に送付してください。

（是正のための措置）

第19条 市長は、第17条の規定により補助事業等実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

趣旨

本条は、補助事業等実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業

等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等に対して是正のための措置を命ずることができるよう定めるものです。

解説

適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者等に対して命ずる場合、市長は、様式集で定める補助事業等是正措置命令書（様式第22号）により、補助事業者等へ是正措置を命じてください。

（補助金等の交付の時期等）

第20条 補助金等は、第18条の規定による補助金等の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は、補助事業等の遂行上必要があると認めたときは、補助事業等の完了前において補助金等を一括又は分割して交付することができる。

2 補助事業者等は、前項ただし書の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等概算払申請書を市長に提出しなければならない。ただし、交付金については、この限りでない。

3 第9条の規定は、第1項ただし書の規定による交付を決定した場合について準用する。

趣旨

本条は、概算払を含む補助金等の交付について定めるものです。

解説

第1項

1 補助金等の交付に係る支出命令は、主務者の作成した支出調書により行うものとし、す。ただし、概算払という概念は交付金以外の補助金等の場合に限定して用います。

2 補助金等を概算払する場合の基準は、おおむね次のとおりとします。

(1) 建設工事の完成を目的とする補助金等の場合であって、当該建設工事を請負に付しているときは、補助事業者等又は間接補助事業者等が請負者に支払うべき金額に補助率を乗じて得た額の範囲内において概算払をすることができます。

なお、請負者に支払うべき金額を確認するためのでき形等の確認については、積極的な検査行為を要するものではなく、補助事業者等から提出される書類により確認を行えば足りるものとし、す。

(2) 物件の購入を目的とする補助金等の場合は、当該物件の納入が完了し、補助事業者等又は間接補助事業者等が当該物件の代金の支払をする時点において、補助金等の交付の決定をした全額を概算払することができるものとし、す。ただし、補助事業者等は間接補助事業者等が、当該物件の購入に際し、分割納入及び部分払の特約をした場合においては、分割納入が完了し、当該完了した分割納入に係る物件の代金の支払をする時点に、当該代金の額に補助率を乗じて得た額を概算払することができるものとし、す。

(3) 団体等が行う事業に対する補助金等の場合は、当該団体等の事業実施計画に基づき、実施時期に合わせて、概算払をすることができるものとし、す。

- (4) 事務費、人件費等に対する補助金等の場合は、その必要のつど概算払をすることができるものとします。ただし、年間を通じての事務費、人件費等を対象としている場合は、おおむね四半期ごとに分割して概算払をするものとします。
- 3 補助金等の概算払をする場合は、当該事業の遂行状況及び第5条の資金収支計画書による資金計画を勘案のうえ、適期に支払うこととし、いたずらに早期支出を行うことにより補助事業者等において遊休資金となるようなことがないように十分留意してください。
- 4 補助金等の概算払の有無については、当該補助金等の交付の決定の際に併せて決定のうえ、建設工事等のようにその進捗状況に合わせて支払をするものを除き、補助金等交付決定通知書により概算払をする時期及び金額を補助事業者等に通知し、補助事業者等はその時期に合わせて補助金等の概算払の申請をしてください。

第2項

補助金等の概算払の申請をする場合、補助事業者等は、様式集で定める補助金等概算払申請書（様式第23号）を市長に提出してください。

第3項

市長は、補助金等の概算払の決定をした場合、様式集で定める補助金等概算払決定通知書（様式第24号）により、補助事業者等に対して通知してください。なお、概算払の請求は、様式集で定める補助金等交付請求書（様式第25号）により、行ってください。

（交付の請求）

第21条 補助事業者等は、補助金等の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

趣旨

本条は補助金等の交付の請求について定めるものです。

解説

補助金等を請求する際には、必ず補助金等交付請求書を提出してください。

第4章 補助金等の返還等

（決定の取消し）

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者等が補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助事業者等が補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
 - (3) 第15条第2項の規定により補助事業等の中止又は廃止を承認したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

趣旨

本条は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき又は補助事業等の中止若しくは廃止を承認したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるよう定めるものです。

解説

市長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合、速やかに様式集で定める補助金等交付取消通知書（様式第26号）により、その決定の内容及び取り消しの理由などを補助事業者等に通知してください。

（補助金等の返還）

第23条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、第17条第2項後段の規定による報告があった場合（確定した消費税等仕入控除税額の額が第5条第3項の規定による減額に係る額（同項ただし書の場合にあっては、0円とする。）を上回る場合に限る。）において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、補助金等返還相当額の返還を命ずるものとする。

趣旨

本条は、補助金等の交付の決定を取り消した場合、又は補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合、及び消費税等仕入控除税額により補助金等の額を確定した場合における補助金等の返還について定めるものです。

解説

市長は、補助金等の返還を命ずる場合、様式集で定める補助金等返還命令書（様式第27号様式）により、補助事業者等へ命じてください。なお、補助金等を返還させる場合において定める返還すべき期限は、補助金等の額の確定又は交付の決定の取消しの通知をした日から20日以内とします。

（違約加算金及び違約延滞金）

第24条 補助事業者等は、第22条第1項の規定による処分に關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。ただし、当該補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年法律第179号) 第2条第4項に規定する間接補助金等であるときは、この限りでない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間についてはその納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。
- 3 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領の日において受領したものとする。
- 4 第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

趣旨

本条は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられた場合における違約加算金及び違約延滞金の額、補助事業者等が2回以上に分けて交付されている補助金等の返還を命ぜられた場合における違約加算金の受領について定めるものです。

解説

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等」とは、「国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの」及び「利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金」をいいます。なお、「前号の給付金」とは、国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金をいいます。

(他の補助金等の一時停止等)

第25条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

趣旨

本条は、補助金等の返還を命じられたにもかかわらず、納付しない補助事業者等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等がある場合、当該補助金等と未納付額とを相殺できるようにするものです。

解説

「同種の事務又は事業」とは、予算科目上同一項内に属するものをいいます。

第5章 雑則

(帳簿及び書類の備付け)

第26条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

趣旨

本条は、補助金等が法令等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されたかどうか検査できるよう帳簿及び書類の備付けを義務付けるものです。

解説

石狩市文書編集保存規程（平成4年訓令第7号）では、予算、決算及び出納に関する文書の保存期間を5年としていることから、帳簿及び書類の保存期間もこれに準じて、当該補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間とします。

(財産の処分の制限)

第27条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第8条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶その他重要な動産で、市長が定めるもの

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(5) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 補助事業者等は、やむを得ない事情により前項各号に掲げる財産を処分しようとする場合には、補助事業等財産処分承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、財産の処分が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、当該申請を承認することができる。

4 第9条の規定は、前項の規定による承認をした場合について準用する。

趣旨

本条は、補助金等が税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、

補助金等の交付の目的に従って、補助事業者等が事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって取得財産を管理するよう財産の処分を制限するものです。

解説

第1項

「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間」とは、原則として当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間をいいます。

第2項

「やむを得ない事情」とは、自然的災害等の客観的に見て補助事業者等の責めに帰すことのできない事情をいいます。このため、やむを得ない事情により、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、様式集で定める補助事業等財産処分承認申請書（様式第28号）を提出してください。

第3項

市長は、補助事業者等から財産処分の申請があった場合、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請の内容を調査し、速やかに承認すべきかどうかの結論をだしてください。

第4項

財産処分の承認をする場合、市長は、様式集で定める補助事業等財産処分承認通知書（様式第29号）により、補助事業者等へ通知してください。

（財産のき損又は滅失）

第28条 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産が、天災その他の事故によりき損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過している場合は、この限りでない。

趣旨

本条は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産が、天災、その他の事故によりき損又は滅失した場合、補助事業者等が速やかに市長に報告することを義務付けるものです。

解説

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産が、天災、その他の事故によりき損又は滅失したときは、速やかに様式集で定める補助事業等財産亡失報告書（様式第30号）により、市長に報告し、指示を受けてください。ただし、前条に規定する処分制限期間を経過している場合は、この限りではありません。

なお、不動産登記法における「建物の滅失」とは、「建物が物理的に壊滅して社会通念上建物としての存在を失うこと」をいいますので、建物を取り壊さずに他の土地に移転する

場合は、建物の滅失にはあたりません。

(申請書等の様式)

第29条 この規則に定める申請書等の様式は、別に定める。

趣旨

本条は、本規則の施行について必要な申請書等の様式を、別に定めることを規定するものです。

解説

補助金等の事務手続には多くの様式を必要とします。このため、別に様式集を作成し、この中で様式を定めています。

また、補助金等の交付申請、実績報告その他の手続きは、すべてこの様式集で定めた様式により、行ってください。ただし、独自の要綱等で別に様式を定めている補助金等については、この限りではありません。

(委任)

第30条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

趣旨

本条は、本規則の施行について必要な事項を、市長が別に定めることを規定するものです。

解説

補助金等の事務手続は非常に複雑です。このため、本規則の施行について必要な事項については、本逐条解説をはじめとして市長が別に定めています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則の施行日前に交付の決定がされた補助金等に関しては適用しない。

附 則 (平成8年8月28日規則第19号)

- 1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。
- 3 前項に定めるほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定めることができる。

附 則 (平成8年8月28日規則第20号)

- 1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日規則第2号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の石狩市補助金等交付規則の規定により交付の決定を受けている補助事業等については、なお従前の例による。

附 則（平成17年8月3日規則第59号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日規則第6号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の石狩市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金等について適用し、同日前の申請に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則（令和7年 月 日規則第 号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の石狩市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金等について適用し、同日前の申請に係る補助金等については、なお従前の例による。

《改正沿革》

- ・平成17年制定
- ・平成31年2月14日一部改正
- ・令和3年3月12日一部改正
- ・令和7年4月1日一部改正